

2007年2月15日

農林水産大臣 殿

## 農産物検査からコメ着色粒の項目削除を求める要望書

2005年、2006年の夏に、岩手、山形などでミツバチの大量死が発生しました。岩手県農林水産部が外部の機関に調査を依頼したところ、ミツバチの死骸から水稻のカメムシ駆除に用いられた殺虫剤クロチアニジン（商品名ダントツ）が検出されたとのことでした。

カメムシを駆除する目的は、斑点米をつくらないためですが、その根底には、現行の農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）があります。農産物検査法に基づくこの規格規程には、コメの検査に関して着色粒（斑点米）の項目があり、1000粒に2-3粒着色粒があれば2等米に等級付けされ、1等米とは、玄米60キロあたりで1000円近い価格差が出るようになっていきます。

着色粒の多くはイネの穂が斑点米カメムシと呼ばれる害虫によって吸汁されることによって発生すると言われていています。そのため、農業改良普及所など栽培技術を指導するところでは、毎年、過剰なくらいの農薬散布を勧めています。

平成17年度の斑点米カメムシの発生面積は、53.1万ヘクタールで、害虫別では4番目です。しかし、防除面積は、発生面積の約3.3倍の178万ヘクタールで、トップです。

結果的に、この検査が農業者に農薬散布を強要し、ミツバチをはじめ田んぼやその周辺に生きるさまざまな生物を殺すなどの水田生態系破壊を引き起こし、周辺住民にも不安を与えていると言わざるを得ません。

また、この検査項目は見栄えや精米にした場合の歩留まりを重視したものであり、安全安心を求める時代に背を向けるものです。着色粒が混入して見栄えが悪いとしても、現在では全国に色彩選別機が普及しており、それを物理的にはじくことができます。それにも関わらず、農薬散布につながるような規格規程が必要とは思われません。等級格差は安い米を作り出すためのものという意見も耳にします。

私たちは、農薬による自然環境や生活環境の汚染、生態系や人の健康への影響を防止するため、できるだけ、その使用を止めるべく、運動してきました。このような見栄え重視の農産物検査制度は、農薬使用を助長するもので、早急に改めるべきだと考えます。

すでに、2004年2月には、秋田県大潟村の農業者団体などが「不必要な農薬使用を助長する農産物検査制度の見直しを求める陳情書」を県内の市町村議会に提出し、これまでに45議会が採択しています。

また、同年12月には、岩手県議会が、2005年3月には秋田県議会も「農産物検査制度の見直しを求める意見書」を可決し、政府や国会に送付しています。

これら意見書の中には、『一等米の条件を確保するために農薬を必要以上に散布し、これが水田生態系に悪影響を与える可能性も考えられる。』との指摘もあります。

しかしながら、2006年に開催された「米の農産物検査等検討会」では、意図せざる異品種の混入等に関する議論がなされただけで、上述のような外観重視の農産物検査そのものについては議論されませんでした。

また、カメムシ対策に不必要な農薬を使用しないことは、昨年12月15日に公布・施行された「有機農業の推進に関する法律」の趣旨に沿い、農業生産に由来する環境への負荷を低減することにもつながります。

そこで、あらためて、以下の要望をいたしますので、3月末までにご回答お願いいたします。

## 要望事項

1. 農産物規格規程における米の着色粒の項を削除し、着色粒があったとしても格下げをしない。
2. 斑点米カメムシ類の発生を物理的、耕種的手段などで抑え、農薬に頼らない稲作技術の開発・普及をはかる。

(要望団体・個人は別紙)